

台湾の AI 法制度について

欧州議会は 2024 年 3 月 13 日に世界初となる人工知能 (Artificial Intelligence、以下、AI という) を対象とした法律規範、「AI 法 (Artificial Intelligence Act)」を可決させた。AI 技術の急速な進歩と普及を受け、AI の安全性、基本的人権、自由などの EU の価値観を確保することが狙いと見られている。台湾においても AI の進歩に伴う社会的懸念やリスクを抑制するために様々な取り組みが行なわれており、ここでは、台湾の AI に関する現行の法律制度・政策について簡略に説明する。

一、AI のコアバリューと基本倫理

台湾の科技部 (現在の「国家科学及び技術委員会」) は、2019 年 9 月に AI 科学研究の環境と社会の向上を目指し、台湾の科学研究を新局面へと導くため「人工知能科学研究開発ガイドライン (AI Technology R&D Guidelines)」(以下、科技部ガイドラインという) を公表した。

1. AI のコアバリュー

この科技部のガイドラインでは、台湾が下記 3 つのコアバリューに符合する AI 社会を構築することを期待している。

(1) 人間中心の価値観 (Human-centered Values)

AI の開発は、人間生活の向上と、福祉の向上を目的とし、人間の尊厳、自由、基本的人権に符合する AI 社会を構築するものとする。

(2) 持続可能な開発 (Sustainable Development)

AI の開発は、人間、社会、環境の共存共栄を目標とし、経済成長、社会進歩、環境保護との間における利益の均衡を追求するものとする。

(3) 多様性と包摂性 (Diversity and Inclusion)

AI の開発は、多様な価値観と背景を包摂する AI 社会の構築を目指すほか、民衆の AI に対する認識を高め、分野を超えた対話メカニズムへの積極的なアプローチを行うものとする。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. AI の 8 つのガイドライン

この 8 つのガイドラインは上記 3 つのコアバリューから導き出され、潜在的な疑念とリスクを抑制し、AI への偏見、差別、排除などの状況を取り除くほか、人と機械の協力を促進することを目的としている。

- (1) 共通善とウェルビーイング (Common Good and Well-being)
- (2) 公平性と非差別性 (Fairness and Non discrimination)
- (3) 自律性と制御性 (Autonomy and Control)
- (4) 安全性 (Safety)
- (5) プライバシーとデータガバナンス (Privacy and Data Governance)
- (6) 透明性と追跡可能性 (Transparency and Traceability)
- (7) 解釈可能性 (Explainability)
- (8) 説明責任とコミュニケーション (Accountability and Communication)

二、行政院及び所属機関（構）における生成 AI 使用のための参考ガイドライン

欧州連合の定義を参照すると、生成 AI モデルとは、人間が制作 (human-made) したものに類似した新しいコンテンツを生成するように設計された一種のコンピュータープログラムを指す。その大量の情報を収集し、学習して、生成されるデータは知的財産権、人権、営業秘密を侵害する可能性があり、かつ、その生成された結果は、学習したデータの品質と数量が限定されているため、真実性の識別が困難となり又は存在しない情報となる可能性がある。このため、生成された情報とリスクは、客観的、かつ、専門的に評価する必要がある。

台湾の行政院は、各行政機関が業務の執行又はサービスの提供に生成 AI を利用することが、行政の効率化につながることに鑑み、上述の生成 AI モデルの脆弱性を考慮し、各機関の生成 AI の使用についての認識と基本原則の統一を促進し、公務執行における機密性と専門性を保持するため、2023 年 8 月に「行政院及び所属機関（構）における生成 AI 使用のための参考ガイドライン」（以下、行政院参考ガイドラインという）を公表した。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- 行政院参考ガイドラインの計画の原則について

1. 生成 AI に対する正しい観念の育成

自律性と制御性を管理するほか、生成 AI が生成する情報とリスクを業務担当者が客観的、かつ、専門的に評価を行う。本参考ガイドラインでは、生成 AI が生成した情報は、業務担当者の独自の思考、想像力及び対人交流に取って代わることができないと強調している。

2. テクノロジーとツールの利用に関する責任の定義

公務の機密性と専門性を保持するほか、知的財産権及び人格権の侵害の可能性に注意する。

3. 必要な安全及び内部管理の仕組みの確立

各機関が業務の執行又はサービスの提供の補助ツールとして生成 AI を使用するときは、適切に開示するほか、情報セキュリティ、個人データ保護、著作権等に関連する規定を遵守しなければならない。各機関は使用する生成 AI の設備と業務の性質に基づき、生成 AI の使用に関する規定又は内部管理措置を制定することができる。

三、金融業界における AI 利用の中核的原則と政策

金融機関における、AI テクノロジーの利点の十分な活用の支援並びに効果的なリスク管理、公平性の確保、消費者の権益の保護、システムセキュリティの保守及び持続可能な開発の実現のために、金融監督管理委員会は、2023 年 10 月に「金融業界における人工知能 (AI) 利用の中核的原則と関連政策の推進」を公布し、台湾の金融業界における AI の利用に関する 6 つの中核的原則及び 8 つの支援政策を公表した。

- 6 つの中核的原則について

1. ガバナンスと説明責任の仕組みの確立

金融業界における AI の使用については、全面的、かつ、有効なリスク管理の仕組みを確立しなければならない。

2. 公平性及び人間中心の価値観の重視

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

金融業界における AI の利用は、アルゴリズムバイアスによる不公平さを可能な限り回避するほか、人間中心及び人間による制御可能性の原則に符合しなければならない。

3. プライバシーと顧客の権益の保護

金融業界は、AI を用いて顧客データを管理するとき、顧客のプライバシー権を十分に尊重し、保護するほか、代替方法の有無を顧客に提示して、顧客が AI サービスを使用するか否かを選択する権利を尊重しなければならない。

4. システムの堅牢性（ロバストネス）と安全性の確保

金融業界は、AI システムの堅牢性と安全性の維持に努める必要がある。また、第三者事業者の AI システムを利用して金融サービスを提供する場合、金融機関は第三者事業者に対して適切なリスク管理と監督を行わなければならない。

5. 透明性と解釈可能性の遂行

金融業界は AI システムを利用するとき、その利用について透明性及び解釈可能性を確保しなければならないほか、AI を使用して消費者と直接対応する場合は、適切な開示を行わなければならない。

6. 持続可能な開発の促進

金融業界は、AI の開発戦略及び実行が持続可能な開発に関する原則に符合することを確保するほか、従業員の就労の権益を維持するよう努めなければならない。

● 8つの支援政策について

1. 「金融業界における AI 利用ガイドライン」の策定

金融監督管理委員会は、2023 年 12 月末に、総則と 6 つの章に分かれる「金融業界における AI 利用ガイドライン」の草案を提出した。総則では主に AI に関連する定義、AI システムのライフサイクル、リスクアセスメントのフレームワーク、中核的原則を実践するためのリスクベースアプローチ、及び第三者事業者の監督と管理等の共通事項について説明している。6 つの章ではそれぞれに、

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

金融業界において6つの中核的原則を実施するとき、AIのライフサイクル及び想定されたリスクに基づいた留意すべきポイント及び対応策を説明している。その内容には、目的、主要概念、各原則に関する注意事項、実施方法、対策等が含まれている。

2. 関連規定の見直しのほか、法規の適時調整
3. AI 技術を活用したスプレック (SupTech) の開発
4. 国際組織及び各国の金融監督機関との交流と協力
5. 金融業界における AI の研究開発及び活用に対する積極的な参加の奨励、並びにベストプラクティス導入への支援
6. 金融業者における AI 活用の実態調査
7. 金融業界における AI システム利用に関する自主規制規定及びベストプラクティス規則の制定を金融業組合に要求すること
8. 金融機関の顧客に対する公正な待遇及びフレンドリー金融サービス準則の実行への監督・指導、及び金融知識の普及活動を通じたデジタル・ディバイドの解消

金融監督管理委員会は、「金融業界における AI 利用ガイドライン」(草案)は行政指導であって、金融業者に対し、AI を導入又は活用する際の「注意喚起」を目的としたものであり、完全にガイドラインに従って執り扱うことを金融業者に「要求」するものではないと示している。また、当該ガイドライン(草案)では、金融機関は自らの業務及びAI活動の状況に応じて、リスクに基づき、ガイドラインで注意喚起された事項の評価を行うことが望ましいと強調している。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。